

こ支障第7号  
令和5年5月18日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

こども家庭庁支援局長  
(公印省略)

### 子ども安全安心対策事業の実施について

子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図ることを目的として、今般、別紙のとおり「子ども安全安心対策事業実施要綱」を定め、令和5年4月1日から実施することとした。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。なお、令和5年2月28日障発0228第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「こどもの安心・安全対策支援事業の実施について」は令和5年3月31日限りで廃止する。ただし、令和4年度末までに採択したものについては、従前の例によるものとする。

## 子ども安全安心対策事業実施要綱

### 1 事業の目的

障害児通所支援事業所において、送迎用バスへの安全装置等の設置、ICTを活用した子ども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムに係る経費の補助を行うことで、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び、中核市とする。

### 3 事業の内容

子どもの安全対策を講じるため、次に掲げる①～③の事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。

#### ①送迎用バスの改修支援事業

送迎用バスに、子どもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置の設置等を行うこと。

#### ②ICTを活用した子どもの見守り支援事業

ICTを活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等を導入すること。

#### ③登降園管理システム支援事業

適切な登降園管理を行うための登降園管理システムを導入すること。

### 4 留意事項

- (1) 対象施設については、児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所とする。
- (2) 補助事業ごとの対象施設は以下のとおりとする。
  - 3の①の事業 児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所
  - 3の②の事業 児童発達支援センター及び児童発達支援事業所
  - 3の③の事業 児童発達支援センター及び児童発達支援事業所

- (3) 3の①の事業の対象となる、安全装置について、購入を原則とするが、リースの場合は令和5年4月から令和5年度末までのリース料を限度とする。
- (4) 3の①の事業の対象となる自動車については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について(通知)」(令和4年12月28日)第三の2のとおりとする。
- (5) 3の①の事業の対象となる安全装置については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について(通知)」(令和4年12月28日)第三の3のとおりとする。
- (6) 安全装置については、送迎用バス1台につき安全装置1台を設置することとし、送迎用バスの数以上の購入をする場合は本事業の対象外とする。
- (7) 3の②の事業について、機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合、及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対象外とする。
- (8) 3の②の事業の対象となる機器については、GPSやBLE(※)により子どもの位置情報を管理するなど、施設外活動時等の子どもの見守りに資する機器とする。

(※) Bluetooth Low Energy

## 5 経費の補助

国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

ただし、国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業については、対象としないものとする。

<p>「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について(通知)」(令和4年12月28日)より一部抜粋</p> <p>第三 留意事項</p> <p><b>2 安全装置に係る義務付けの対象となる自動車</b>  通園を目的とした自動車のうち、座席が2列以下の自動車を除く全ての自動車が原則として安全装置に係る義務付けの対象となる。  なお、座席が2列以下の自動車と同様に義務付けから除外される「その他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見落としのおそれが少ないと認められるもの」については、例えば、座席が3列以上あるものの、園児が確実に3列目以降を使用できないように園児が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて2列目までと3列目以降を隔絶することなどが考えられるが、安全装置が義務付けられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。  (※)「座席」には、車椅子を使用する園児が当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。</p> <p><b>3 装備すべき安全装置</b>  「ブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置」は、国土交通省が12月20日に策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものであることが求められること。なお、本ガイドラインに適合する装置については、今後、内閣府において、国土交通省と連携し、一覧化したリストを作成・公表する予定であり、当該リストを参考に選定することが可能であること。</p>
--